

いつでもどこでもスマホで申告!

マイナンバーカード読み取り機能付きのスマホや税務署でIDとパスワードを取得した方は、便利なスマホ申告を利用できます。

年末調整済で医療費控除やふるさと納税などの寄付金控除の申告をする方のほか、年末調整が済んでいない方、2カ所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、多くの方が「スマホ専用画面」で所得税の確定申告書が作成できます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からもぜひ自宅からスマホ申告をご利用ください。

▼問合せ 大田原税務署(代表)
☎0287・22・3115

検索してアクセス or 読み取ってアクセス



インターネットを開いて、「確定申告」と検索してください。



国税庁ホームページ申告書の作成はこちらから!



大田原税務署 令和2年分の確定申告会場

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり設置します。

▼場所 大田原税務署別館

▼期間 1月25日(月)～3月15日(月)
(土日祝日を除く)

▼受付時間 午前8時30分～午後4時(申告書の提出は午後5時まで)

・時間前に相談受付を終了する場合があります。

・相談時間は午前9時からです。

▼注意事項

○混雑緩和を図るため確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となります。入場整理券は、会場で当日配布しますが、

LINEを通じたオンライン事前発行もできます。詳細は国税庁ホームページ等をご確認ください。

○新型コロナウイルス感染症対策の一環として、還付申告の方の相談を2月15日(月)以前でも受け付けます。

○確定申告会場に来場する際は、マスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。

○入場の際に検温を実施します。せき、発熱等の症状のある方は、入場をご遠慮いただく場合があります。

▼問合せ 大田原税務署(代表)
☎0287・22・3115

スマートフォン決済アプリで県税が納付できます

令和3年1月から自動車税種別割や不動産取得税などの県税がPayPayやLINEPayで納付できるようになりました。

○税額が30万円以下のバーコードが印字された納付書に限りです。

○決済手数料はかかりません。ただし、別途通信費が必要です。

○領収証や自動車税種別割納税証明書は発行されません。必要な方は、コンビニや金融機関、県

税務所の窓口で納付してください。

▼問合せ 大田原税務所収税課

☎0287・23・4171



税法上の障害者控除認定証発行のご案内

要介護認定を受けている方で、次に該当する方は、町が交付する「障害者控除対象者認定申請書」を提出することにより、障害者控除を受けられます。税の申告に必要な方は申請してください。

▼対象者 65歳以上で要介護認定を受けている方のうち、「障害者等であることの認定基準」に該当する方(要支援1・2の方は除きます)

▼申請者 本人または本人を扶養申告する方

▼申請期間 1月12日(火)～3月15日(月)

▼交付手数料 無料

▼必要書類

・介護保険被保険者証

・印かん

・本人以外が申請する場合は身分を証明するもの(運転免許証等)

▼注意事項

○基準があるため、要介護認定を受けている方が必ずしも対象になるとは限りません。

○身体障害者手帳をお持ちの方は、手帳により税の申告を行ってください。

▼申請・問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎726910